

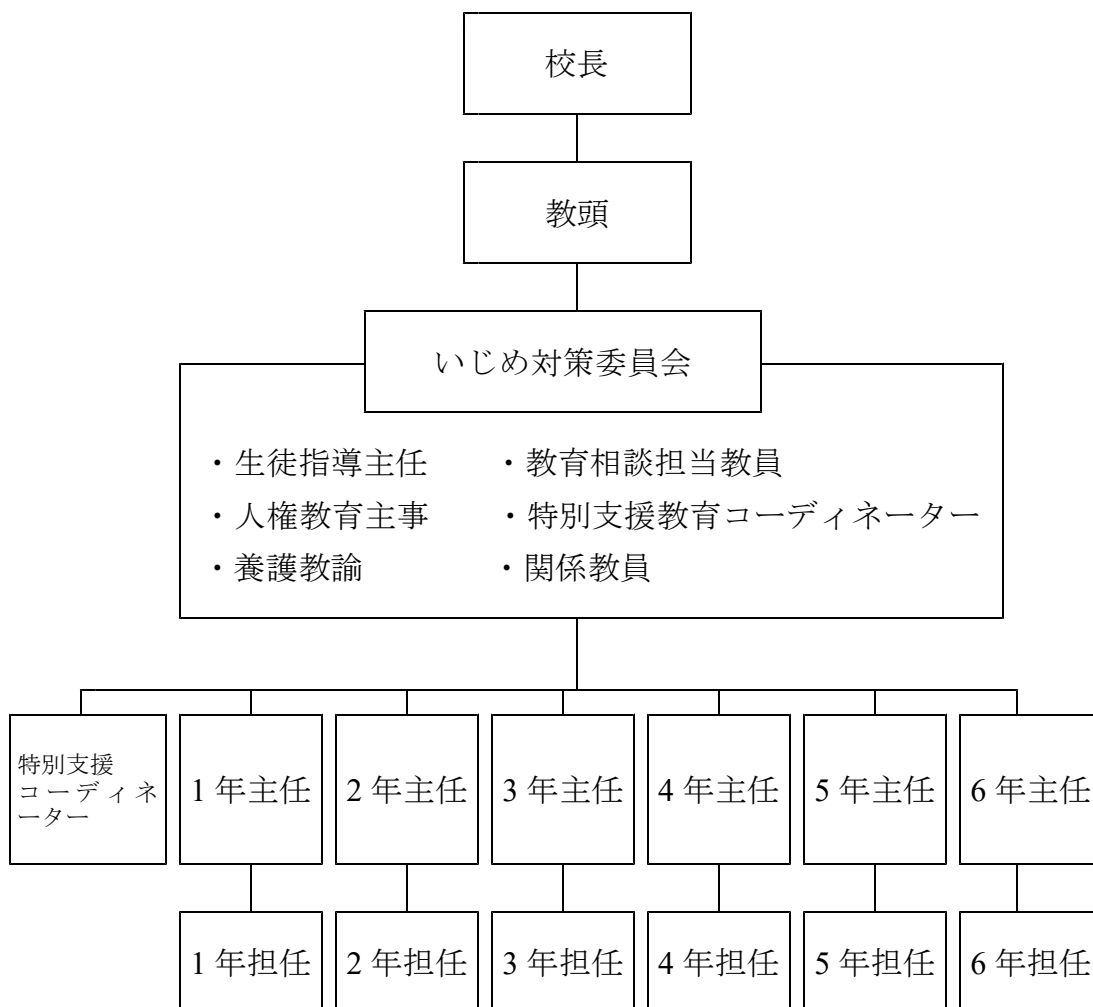
重大事態への対応マニュアル

喜来小学校

★いじめ事案発生★

(1) 組織の構成

①学校いじめ対策組織



②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材

- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
- PTA 会長 ○学校運営協議会委員 ○学校医
- 板野東部青少年育成センター組合

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

I 重大事態の発生（疑いを含む）

II 松茂町教育委員会に報告（学校または学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

III 重大事態の調査組織を設置 (学校が主体になった場合)

- ・ 公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
 - ・ 被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。
 - ・ A または B のどちらが調査の主体となるかを決定する。
 - A …既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
 - B …調査を行うための第三者組織
- (松茂町教育委員会 被害者児童の保護者と協議の上決定)

IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供

- ・ 調査前に被害児童・保護者に①から⑥を説明する。
 - ①調査の目的・目標
 - ②調査主体
 - ③調査時期・期間
 - ④調査項目
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供
- ・ 被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・ 加害児童・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施

- ・ いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・ 学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。
 - ①文書報告の整理
 - ②アンケート調査の実施
 - ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する
 - ④情報の整理

VI 調査結果を松茂町教育委員会に報告

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・ 被害児童に対して事実や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・ 被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・ 再発防止策を検討する。
- ・ 報告書の取りまとめをする。